

第3回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会

令和6年8月1日（木）14時00分～
県庁北庁舎2階危機管理センター「プレスルーム」

1 開会

事務局：災害対策課 猪狩副課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会を開催させていただきます。本日の司会進行を務めさせていただきます。福島県災害対策課の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席者について御報告いたします。本日は、出席者名簿のとおり、12名の委員のうち、宮村委員を除く、11名の委員の皆様に御参加いただいております。北村委員、村崎委員につきましては、オンラインでの参加となっております。これから次第に基づき、進行してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

2 議事

事務局：災害対策課 猪狩副課長

それでは、議事に入らせていただきます。
議事の運営については、設置要綱第4条第1項の規定により、武田委員長に議長をお願いしたいと思います。

議長：武田委員長

皆様、お忙しい中また大変暑い中、ご参加いただきありがとうございます。それでは早速、議事に入らせていただきます。

「議事 福島県防災基本条例（仮称）条例素案について」でございます。資料の1～3の3つを用いて御説明いたします。これまでの検討委員会を通じて皆様からいただいた御意見を踏まえまして、素案を作成していただきました。資料1が構成イメージ図（案）、資料2が条例文素案、資料3が第2回検討委員会の委員意見一覧です。資料1～3をまとめて事務局に説明していただきます。事務局お願いします。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

災害対策課主幹の渡邊と申します。
本日、課長の佐久間が出張中ですので私から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。
資料として1から3まで御用意させていただいておりますが、資料1につきまして

は、資料2の条例文素案の構成イメージ図となりますので説明は省略いたします。資料2が条例文の素案となります。この後、説明いたします。資料3は前回の検討委員会にて委員の皆様からいただいた御意見とその反映状況についてまとめた資料です。内容につきましては、資料2にて御説明いたしますので、こちらも後ほど御確認いただければと思います。なお、いただきました御意見は基本的に反映させていただいておりますが、「追加したもの」の他、「記載している項目・内容に含まれていると整理したものや、他の項目に反映させていただいているもの」があります。この後、説明いたします。

それでは資料2をご覧ください。資料2は左側が条例の素案、右側が備考欄となります。前回の検討委員会及びその後各委員からいただきました御意見、また県庁の各部局から出された意見について、反映状況などを記載しております。限られた時間ですので、主なものを説明いたします。

はじめに前文です。浜崎委員から、「これまでの災害で見えてきた課題や得られたことに関する記載がない。」と御意見をいただきました。その反映として「災害を完全に防ぐことが困難であること」、「近年の調査等で自助の重要性が報告されていること」の2つを追加しております。具体的には、前文の第2段落目に「自然災害による被害の発生を完全に過ぎことは困難である」ことを記載しております。また、2行目以降に「令和元年台風の検証報告及び令和4年に公表した地震津波被害想定調査から自助や共助の意識を高めることが重要であることが報告されており、県民の取組の深化が必要不可欠であり、その重要性は一層増している」旨、記載しております。

次に第1章総則の第1条の「目的」です。原田委員から、「NPOがどの主体に含まれているか不明」との御意見に対し、第2条の定義にも出てきますが、地域防災の主体として「非営利支援団体」を新たに追加しました。

第2条の「定義」につきましては、前回、「災害対策基本法の条文の第何条に規定するもの」と記載しておりましたが、浜崎委員、安田委員から、定義が分かりにくいとの御意見をいただきましたので、できるだけ分かりやすい表現としております。なお、前回定義した用語は10個でしたが、今回は22個と大幅に増やしております。追加した用語としましては「第7号 防災士」、「第9号 防災ボランティア」があります。防災ボランティアについては安田委員や佐藤委員からの御意見を踏まえまして、より広く、平常時から復興に至るまでの団体及び個人のボランティアとして、前回の「災害ボランティア」から「防災ボランティア」に変更し、定義をしております。また、「第14号 マイ避難」等の県の取組内容の説明のために追加したもの、「第15号 事業継続計画」等の防災に関する用語の説明のために追加したものもございます。

次に第3条の「基本理念」についてです。第1項には、東日本大震災において多く

の災害関連死が発生していること、及び自然災害による被害の発生を完全に防ぐことが困難であることを踏まえ、「災害関連死を含む、死者を出さないことを目指すこと」及び「防災の取組は減災の考え方を基本とすること」を規定しております。

6 ページをご覧ください。「第7条 防災士の役割」では、佐藤委員から、「防災士は平常時だけではなく災害時も活躍できる。」との御意見をいただきましたので、第7条に「災害時においても、自らの生命、身体の安全を確保した上で、可能な範囲で、防災・減災の取組に協力する」旨の規定を追加しております。

次に、第8条について資料の修正がございます。防災ボランティアに係る条文ですが、他の条文と同じように括弧書きで、「防災ボランティアの取組」と記載すべきところ記載が漏れてしまいました。次回は修正をいたします。

「第9条 非営利支援団体の役割」は、新規に追加した条項であり、「被災者の生活再建のため、支援活動を円滑に進めるための団体、市町村及び県その他関係者と連携するよう努める。」と規定しております。

第10条は「社会福祉協議会の役割」についてです。篠原委員から「役割として県民の身体及び財産を守ることは難しい。各主体との連携を密にするという規定にしてほしい。」との御意見がありましたので、そのように修正しております。

7 ページに移ります。第13条、「市町村の役割」では、小松委員から、「市長会では連携先として、県内外の市との体制を整備済みである。」との御意見を反映しまして、市町村と連携する主体として、「県内外の市町村」を追加しております。

次に、第2章各主体の取組です。県民の取組の「第20条 避難所での行動」です。北村委員からは、「男女のニーズに配慮した取組や、男女の役割を固定化しない等の男女に関する視点があるとよい。」との御意見をいただきました。第2号の「年齢、性別、要配慮者の特性、その他の事情に配慮した避難所生活を送るよう努めるものとする。」と規定しておりますので、御意見はこの部分に含まれると整理しております。なお、県の地域防災計画には、避難所の運営に関しまして、「男女共同参画の視点に基づく避難所運営」として「男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。」と記載・規定しております。

次に9ページです。事業者の取組の中の「第26条 建築物の耐震化等」関しまして、村崎委員から、「発災時に電気のように自動でブレーカーが落ちる仕組みがガスでも使えないか。」との御意見がありました。ガスには、地震などの異常感じたときに作動するマイコンメーターが一般家庭や事務所への設置が義務づけられておりますが感震ブレーカーのさらなる普及のため、感震ブレーカーを設置することを規定しております。

11 ページに移ります。自主防災組織等の取組の中の「第34条 地区防災計画の作成」です。葛西委員からの「地区防災計画の作成に関する記載が、各主体の取組の中にあるとよい。」との御意見を踏まえまして、第2項を追加しております。また、

「第45条 社会福祉協議会の取組」、「第47条 消防団の取組」、「第53条 市町村の取組」、「第57条 県の取組」にも同様に追加をしております。

「第36条 避難所運営」についてです。浜崎委員から、「他の地域の住民も避難されてくる。その地域の自主防災組織だけでは運営マニュアルを作成することはどうかと思うので、避難所運営に積極的な関与に努めるとの記載ではどうか。」との御意見をいただきましたのでその部分を反映しております。また北村委員からは、福祉避難所に関する記載を追加しては、御意見をいただきましたが、この第36条に含まれるものとして整理をさせていただいております。なお、福祉避難所につきましては、後ほど追加で御説明しますが、「市町村の取組」にも追加しております。

「第37条 関係機関との連携」についてです。浜崎委員から「防災士から支援を受ける立場として、連携に関する記載があった方がいいのではないか。」との御意見をいただきましたので、「関係機関との連携」の条文を追加しております。

防災士の取組を規定した第38・39条につきまして、佐藤委員からいただいた積極的な自主防災組織への参画や、地域住民の避難支援、避難行動要支援者の避難支援の実施に関する御意見を反映しております。

「第43条 関係機関との連携」は新しく主体として追加した非営利支援団体の取組として追加しております。

13ページに移ります。「第9節 学校の設置者及び管理者の取組」です。前回、学校等の設置者等として設置者と管理者をまとめて記載しておりましたが、酒井委員と小松委員から、「学校で行う取組と県や市町村等の設置者で行う取組を明確にすべき。」との御意見がありましたので、14ページの第50条の「耐震化」を設置者の取組として規定し、その他の取組は管理者の取組として明確化しました。

14ページから15ページにかけては、「市町村の取組」になります。第53条第2号には「避難所運営マニュアルの作成」を追加しております。葛西委員から、「学校の取組の中で、避難所運営マニュアルへの参加の記載があるとよい。」との御意見をいただきましたが、避難所に関するマニュアルは基本的に市町村の主導により作成されておりますので、市町村の取組の中で、「施設管理者その他関係者と連携した避難所運営マニュアルの作成」と規定し、ここで言う「その他関係者」に学校等を含むと整理をさせていただいております。第3号、第4号ですが、それぞれ御意見をいただきました「地区防災計画の作成支援」と「福祉避難所」に関する項目を追加しております。第2項には、物資の備蓄のみならず、関係機関と連携した「物資の調達体制の構築」について、追加をしております。

「第55条 復旧・復興対策」の第2項には、関係者との連携等の条文を、この「市町村の取組」にも追加しております。なお、この条文はこの後の「県の取組」においても同様に記載しております。

次に、「第56条 災害教訓等の伝承」ですが、災害の規模・地域により、状況が異

なるという部分もあることを踏まえ、「知見及び教訓を次世代に伝承し、今後の防災対策に生かすため、規模や特徴に応じた伝承の取組に努めるものとする。」と規定しております。

16 ページ「県の取組」に移ります。先ほどの市町村の取組に「地区防災計画の作成支援」と、「物資の調達体制の構築」を追加したことを踏まえまして、第57条第2号に「地区防災計画の作成の推進」、第7号に「物資の調達体制の構築」の規定を追加し、新たに第8号として激甚化する災害に対して、被災地への迅速な派遣及び受援体制の更新が重要となっていることからこの項目を追加しております。

「第58条 地域防災サポーターと関係機関の連携」です。葛西委員から、防災士の方々の活動に関しまして、「現在、県で実施している地域防災サポーター登録制度について追加してはどうか。」との御意見をいただきました。地域防災サポーター登録制度は、防災士の資格のある方を地域防災サポーターとして登録させていただいて、自主防災組織の活動や地区防災計画の作成、避難の推進等、地域防災の中心となって活動いただくというものです。なお、葛西委員には実際に登録いただきまして、地区防災計画の作成支援などに活躍いただきしており、佐藤委員にも登録をいただいております。また、篠原委員から「人口が少ない地域では、防災士による避難行動の支援は難しい。」との御意見をいただいておりますが、県としましては防災士の養成に力を入れておりますので、こちらの第58条の取組によって、地域の防災活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第59条の記載についてですが、安田委員から「広域的な連携に関する取組を記載してはどうか。」との御意見がありました。当然に県の役割と認識しておりますのでこの条文に含まれているものと整理をしております。なお、村崎委員から、「災害時の早期の道路復旧に関する記載があるとよい。」との御意見をいただきました。この内容も第59条に含まれるものと整理をさせていただいております。なお、県の地域防災計画には、「緊急輸送路の確保」として発災時の道路開通作業を実施し、交通の確保を図る旨規定しております。

「第60条 復旧・復興対策」ですが、北村委員から「生活再建を見据えた事前復興に関する記載もあればよい。」との御意見をいただいております。これに関しては、第2項に含まれていると整理させていただいております。

以上、前回からの追加・変更点を中心に御説明をさせていただきました。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございました。

今、福島県防災基本条例の素案につきまして、事務局から御説明をいただきました。これに関しまして御意見、御質問があれば発言願います。

小松委員

市町村の取組の第53条第4号について「指定福祉避難所の指定を促進すること等～」と規定がございます。指定福祉避難所の記載を追加されたということは結構です。ただ、指定福祉避難所の指定を行う主体が市町村だとするとここは「促進」でなくて、「推進」になるのではないかと思います。

また、指定福祉避難所の指定に関しては、令和3年5月20日の内閣府政策統括官付参事官及び消防庁国民保護・防災部防災課長の連名にて、「福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定について（(令和3年5月20日付け府政防第652号・消防第70号)）」という通知がなされております。この通知文において、「都道府県においては、各市町村が、今後、本ガイドラインを活用し、地域の特性や実情を踏まえつつ、福祉避難所の確保・運営を行うとともに、積極的に福祉避難所を指定福祉避難所として指定していくために、各市町村と十分に連携し、必要な支援を行っていただくようお願いします。」という記載がございます。さらに福祉避難所の指定が促進されるよう、災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入れ対象者を特定し、その本人とその家族のみが避難する施設であることを公示することが制度化されました。このような背景や国の通知を踏まえ、市町村においては、この指定福祉避難所の指定を推進する。また、一方、県の役割として、第57条1項3号「要配慮者に対する支援を行うこと」という規定を「市町村における指定避難所の指定を促進するため、市町村と連携し必要な支援を行うとともに、要配慮者に対する支援を行うこと」という規定にしてはどうかと思います。加筆について御検討いただきたいと思います。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございます。それではただいまの御意見について事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

はい、ありがとうございます。

まず、15ページの市町村の取組の中の指摘などの指定を「促進」という表現になっておりますが、「推進」という表現に修正をさせていただければと思います。なお、県の取組の、第57条の3号、「要配慮者に対する支援を行うこと。」については、省略過ぎた部分もあるかと思いますので、こちらも、内閣府の通知なども改めて確認した上で、検討したいと考えております。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございます。それでは、そこはぜひ検討していただければと思います。それでは、他に御意見御質問あればお願いいたします。

浜崎委員

自主防災組織等の役割について欠けているところがあると思います。第39条で、防災士の方には、「避難誘導」という役割を掲げていますが、肝心の自主防災組織の取組に避難誘導に関する項目が抜けているという印象を持ったんですがいかがでしょうか。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございます。それでは、その点に関して、事務局お願いします。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

実際の災害にあたって避難誘導につきましては、自主防災組織の方も、役割を担っているものと考えておりますので、追加するような方向で検討させていただきます。

議長：武田委員長

その他に御意見御質問があればお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員

「第58条 地域防災サポーターと関係機関の連携」が県の取組としてございます。防災士の全員が地域防災サポーターではないということは理解しておりますが、防災士の役割の規定に地域防災サポーターに関する規定がなく、県の取組に関する規定で急に地域防災サポーターという言葉が出てくることに違和感を感じます。第2条の地域防災サポーターの定義を見れば、防災士が担うものであることは分かるが、防災士の役割のところにも、一言記載があると「防災士」と「地域防災サポーター」のつながりが分かりやすいのかなと思いました。漠然としていて申し訳ありません。

もう1つ、地域防災サポーターの登録人数はそこまで多くないと思っています。地域防災サポーターは県として何人の登録を目標としているのかという疑問と、限られた人数である地域防災サポーターが県の取組に登場することに違和感があります。「防災士と連携して」と書いていただいたほうがいいのかなと思います。

議長：武田委員長

ここは防災士の中で、県に登録した上で地域防災サポーターとしてより活躍していただくという意図で規定しているのだと思います。確かに第58条には「防災士」という言葉は登場しない。第58条は地域防災サポーターと書いてあるだけです。地域防災サポーターの用語の定義を見れば、県の制度に登録された防災士と分かりますが、連携や繋がりという部分がちょっと分かりにくいというのは、佐藤委員の御意見とおりがかなと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

第58条については、唐突感が否めないというところがあります。防災士は第58条の地域サポーターに含まれると、判断しましたので、明確に防災士ということで位置づけさせていただいたと思います。また、今ほど確認ありました地域防災サポーターの登録は、県では3年間で1,000名目標としています。まずは、登録していただく防災士の方がいらっしゃるというのが前提ですので、こちらについては県で、8月と9月に防災士の養成研修をそれぞれ2日間に渡って予定しております。また、周知等も引き続き行っていきたくと思うので、皆様のお力をお借りしたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

議長：武田委員長

1,000名はかなり大きい数字だと思えます。正直、そこまでとは思ってありませんでしたが、福島県には6月末で約4,400人の防災士がおり、年々、増加してあります。その防災士の全員が地域防災サポーターになるというわけにはいかないとありますが、地域防災サポーターなって地域防災に積極的に関与したいという意欲を持っている防災士は、おられると思えます。それで1,000名目標で地域防災サポーターとしての登録数を指すというのは非常に大きな取組かなというふうに思えます。防災士と地域防災サポーターのところがうまく繋がるように、検討していただければと思えます。

佐藤委員

地域防災サポーターに登録しても、自分の居住地の市町村を通して登録をするという事なので、活動は、それぞれ居住市町村ということになると、県の取組になるのかどうかというのが、ちょっと疑問があります。居住地の市町村において自分が住んでいるところでの活動がメインになると思えます。私はそう捉えて地域防災サポーターには登録いたしました。

議長：武田委員長

活躍する場所は市町村がメインになりますが、登録制度については、県が主体となった施策だと理解しています。ただし、県と市町村の連携はこの施策において重要だと思えます。事務局、そのような理解でいいでしょうか。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

はい、ありがとうございます。登録には市町村の推薦ということが条件となっておりますので、県だけでは決して取り組めない事業です。市町村と連携しながら進めていきたくと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

議長：武田委員長

その他、御意見ございませんか。

小松委員

関連ですが、市町村によっては登録防災士制度を持っている自治体もあります。県の地域防災サポーター登録制度と同様の制度で、登録防災士として、自治体の防災関係に
関与・連携していただいているという自治体もあります。本条例では、定義で地域防災サポーターというものを、位置付けております。一方、基礎自治体においては登録防災士制度という制度を導入している自治体もある。県の地域防災サポーターと、各基礎自治体における登録防災士との関係・連携もあると思います。市町村においては、既に登録防災士が地域防災上の役割を担っているという自治体もあるということ
を踏まえて、佐藤委員及び委員長からお話でしたが、市町村の取組と県の取組、あるいは、地域防災サポーターの取組、あるいは防災士の取組、その辺において、ちょっといい形で組み込んでいただければありがたいと思います。

議長：武田委員長

ありがとうございます。防災士が年々、増加しております。防災への意欲と知識がある方々がどんどん増えてくることは大変ありがたいことです。ただ、消防団等と違って、防災士は組織ではありません。指揮・命令系統があるわけではなく、自発的に動くのが防災士です。そのような特性を踏まえ、地域防災に生かすためには、県や市町村の登録制度等による後押しがあるといいと思います。志のある防災士が地域防災で活躍していただくための舞台をつくらうということで取り組んでいるものと理解しています。そういう意味では県と市町村が連携し、防災士に活躍して欲しいと思いますので、その辺を上手に条例に反映してもらえればなと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

小松委員、委員長おっしゃるとおりですので、全て市町村も県も防災士の方も地域防災サポーターの方も密接に関連しております。こちらの条例にどのように落とし込むのかは検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長：武田委員長

はい。他に御意見ございませんか。安田委員、どうぞ。

安田委員

第53条第1項第6号についてです。「施設の耐震化をはじめ災害に対する安全性確保するとともに、その向上を図ること。」と規定されている。この通りだと思いま

すが、言葉の使い方についてです。事前減災の取組としては、素案に記載されている「耐震化」や最も住民に近い自治体では「区画整理」あるいは「土地利用規制」や「コミュニティの維持」と様々あると思います。記載の表現については、「災害に強い基盤整備や町づくりに努める」といった表現はどうでしょうか。一応、提案だけさしていただきたいと思います。もう1つ、市町村の取組の中で、第55条の第2項をはじめ市町村・県の取組における連携先に「非営利支援団体」の規定がありません。これは記載したほうがよろしいと思います。以上です。

議長：武田委員長

非営利支援団体の追加はした方がいいと思います。その他も含めて、事務局、お願いします。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

はじめに第53条の第6号の耐震化に関する規定についてです。書き方については検討させていただければと思います。2点目の非営利支援団体につきましては、追加が漏れておりました。こちらは追加したいと思います。よろしくをお願いします。

議長：武田委員長

事務局で全体的に抜けが無いかや整合性の確認をお願いしたいと思います。はい、他にございませんか。

浜崎委員

基本的な部分で申し訳ないですが、第2条の定義について2つございます。1つは、2項の災害の定義には、自然災害だけでなく、大規模な火事や事故も含まれている。この条例は基本的に自然災害による災害を主たる対象としていると思います。定義としては、このような書き方になるのかと思いますが違和感を感じました。2つ目は、減災が条文の中に登場しますが、これについての説明がありません。防災に含むということなのでしょう。そうでなければ追加していただけると、より分かりやすいかなと思うので、御検討をお願いしたいと思います。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございます。減災のところはですね、第3条の基本理念に「被害の最小化及び、迅速な回復を図る減災」という規定がございます。東日本大震災の後、災害対策基本法の改正と防災

基本計画の修正が行われました。その時までは、いわゆる「防災・減災」と普段、使っていましたが法的な位置づけが明確ではありませんでしたので、しっかり書こうということで災害対策基本法の基本理念の中に減災の内容について定めるとともに、具体的には防災基本計画で説明をするということになりました。この改正・修正には私自身も関わっておりました。

減災については、「被害の最小化及び迅速な回復を図ること」と位置付けられています。それから、災害の定義これは災害対策基本法をそのまま引用しています。第2回検討委員会の案だと「災害対策基本法第2条第2号に規定する災害をいう。」と規定しておりましたが、それは分かりにくいということで現在の記載になっています。

また、本条例のメインは自然災害と考えていますが、大規模な火事や爆発、あるいは本県で発生した原子力発電所事故、これらの災害についても避難の実施や立ち入り規制等の自然災害と同様の取組が行われます。本条例は、自然災害を主たる対象としつも、その他の災害対策基本法の定義における災害に属するようなものも念頭に置いた上で、防災対策に取り組むという意味で本条例における災害の定義は現在の定義になっているのかと思います。事務局どうですか。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

はい。事務局としても、委員長がおっしゃったとおりと考えております。避難等が必要になる災害ということで大規模な火事や爆発、放射性物質の大量の放出が関わる事故についても記載させていただいておりますので、現在の記載のままでと考えております。

議長：武田委員長

はい。よろしくをお願いします。その他、御意見ございませんか。それでオンラインで参加いただいております北村委員、何か御意見ございませんでしょうか。

北村委員

意見が2つあります。

1つ目が、第2章の第1節の「県民の取組」についてです。避難所での行動や生活再建という規定あるかと思いますが、災害直後の自助の規定が無いなと感じました。避難行動の事前計画・訓練はありますが、実際に災害が起きたときの「各自が命を守る行動をとる」とか、「安全確保をする」という主旨の規定があってもいいのではないかと思います。状況によっては、避難所への避難ではなく、在宅に避難するという選択肢がでてくる場合もあります。そういった部分も含めて災害発生直後の県民の取組という部分であってもいいのではないかと思います。御検討お願いします。

2つ目は、防災ボランティアという言葉が条文の中に登場します。災害ボランティ

アという言葉が一般的であると感じます。言葉として「防災兼災害ボランティア」、「災害ボランティア」にするのか言葉の部分について、検討していただければと思います。

議長：武田委員長

事務局から説明をお願いします。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

1点目の発災直後の県民の方々の行動につきましては、検討させていただきたいと思えます。

2つ目の防災ボランティアか、災害ボランティアかということで、事務局としてもどちらにしようか検討した部分ではございます。災害ボランティアよりは防災ボランティアの方が活動の内容をより広く捉えられて良いのではないかなと考えておりますけれども、再度、検討させていただければと思います。

議長：武田委員長

ありがとうございます。検討、お願いいたします。それでは村崎委員いかがでしょうか。何か御質問ございませんでしょうか。

村崎委員

はい、ありがとうございます。事業者の取組についてですが、こちらのほうの第26条第4号において非常用電源の確保について規定されています。確保するための手段として「非常用の蓄電池」や言い過ぎかもしれませんが「ソーラーシステム」、そういったものが必要ではないのかなと思えます。様々なモノがデジタル化されており、業務を継続するにも電源の確保が重要になっていると思えます。こちらの方をご検討していただければと思います。また、従業員への防災教育の規定についてですが、非常用電源の操作方法や点検の手順の教育の実施についても規定されているといいと思えます。併せて、ご検討いただければと思います。

議長：武田委員長

はいありがとうございます。それでは、事務局いかがでしょうか。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

はい。第27条の従業員への防災教育は幅広に捉えているところでございます。いただいた御意見については、必要に応じて個別に確認させていただきながら検討させていただきます。

村崎委員

はい。わかりました。

議長：武田委員長

後日、事務局からの確認があった際には、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。その他、御意見・御質問ございませぬか。

資料の1・2・3を用いた福島県防災基本条例（仮称）条例素案の説明については様々御意見がありました。事務局においては、本日の意見も踏まえ、修正等の必要があれば対応し、次回の委員会に向け準備の方を進めてください。その過程で事務局から各委員の方にいろいろ御相談させていただくということがあるかと思ひます。その時はぜひ知恵をお借りしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、先ほどの「非営利支援団体」の記載抜けのようなことが無いよう全体的なチェックを含めて、次回の委員会に向けて準備をお願ひします。また、本日、欠席だった宮村委員に対しても素案の説明、本日の議論の内容共有をし、御意見を伺うようにしてください。以上で本日の議事は終了とさせていただきます、私の議長としての役目も終わらせていただきたいと思ひます。皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは事務局、進行よろしくお願ひいたします。

3 その他

事務局：災害対策課 猪狩副課長

ありがとうございました。先ほど、委員長より、次回の委員会に向けての御指示をいただきましたので、必要な準備を進めてまいりたいと思ひます。

続きまして、次第の「3 その他」に移らせていただきます。今後のスケジュールにつきまして、資料4をご覧ください。次回の委員会日程でございますが、9月頃を予定しております。今後、委員の皆様御都合の確認をさせていただいた上で、開催日程を確定させたいと思ひます。なお、第4回の検討会后、各種手続を踏み最終的には、令和7年4月1日の条例施行を目標として進めております。よろしくお願ひいたします。

葛西委員

資料のスケジュールを拝見させていただいた上で確認です。非常に作りこんだ条例が単にホームページに掲載されるだけでは、ここに含まれている役割を持つ方々になかなか届かないと感じます。地域防災サポーター、防災士の方々、県民の方々等に読んでもらうための機会を設けたりする予定はあるのでしょうか。このスケジュールを拝見する限り、特に予定されていないのかと思ひます。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

ありがとうございます。県民の方々等への周知については、条例の施行後となるため来年度の取組にはなるかと思えます。この条例のための研修会等は、現在は想定しておらず、本条例以外の勉強会や説明会に併せて実施、あるいは葛西委員にも御協力いただいている地域防災計画作成の機会等を通じて周知を進めたいと考えております。

小松委員

関連して、来週火曜日に市長会による県内13市の副市長を対象にした副市長会議を実施します。その会議において災害対策課の佐久間課長から、福島県防災基本条例（仮称）の趣旨、理念、市町村の役割等について、説明をいただくこととなっております。まず、市町村が積極的にこの条例の趣旨を理解して、自助・共助・公助の連携を強化していくということを、各市のトップにも理解していただこうと思っております。そのように市に関しては、条例の作成段階から十分に理解をしていただこうと考えております。以上です。

議長：武田委員長

議事とは関係なしですが、私も意見を言わせていただきます。スケジュールについては、県が議会に対して伝えていると思えますのでそういう目標で進めていただければと思います。また、条例が議会で議決されて施行となった後、そこからが実際のスタートだと思えます。各主体の方々に、「自分たちはどういう役割を期待されているのか」ということをしっかりと伝えることが大切です。本条例が、施行後は、各主体においてその内容を噛み砕いた説明会の実施や、より分かりやすい資料の作成、そのようなことも是非考えていただければと思います。委員としても、そのような取組に協力したいと思えますし、皆さん同じ気持ちだと思えます。是非、施行して終わりではなく、より県民に伝わるように、様々な工夫をしていきたいと思えます。特に本県の場合、全国的に決して条例制定が早い方ではありません。防災基本条例も都道府県レベルで既に22道府県制定されています。そのような意味では、本県は遅ればせながら制定しているわけです。そのような中で、大事なことはしっかりと条例に書き込むこと、さらに、本県が目指す防災・減災の在り方について規定することが大切です。条文素案の通り、県民の生命・身体を最優先に守ること死者を出さないことを基本理念にしております。特に、災害関連死を防ぐのだということを基本理念に規定しているのは本県だけです。

それから、防災士についてです。もちろん全国的に防災士がおられますけれども、これほど防災士の役割に期待をし、地域防災の主体として活躍してほしいという想いを盛り込んだことは、本条例の特徴だと思います。

また、県が取り組む地域防災サポーター登録制度やマイ避難等について、より一層、県民の方々に推進していきたい。そのような特徴を入れた条例です。是非、皆様と協力して制定する条例が、県民のそれぞれにしっかりと伝わるように、条例が施行後も皆様と協力して工夫をしていきたいと思ひます。その際には、皆様よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

事務局：災害対策課 猪狩副課長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここで、第3回の検討委員会終了させていただきます。

ありがとうございました。

(第3回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会終了)